

メンバーズ定期積金

平成23年4月1日現在

1 商品名	メンバーズ定期積金
2 販売対象	組合員の個人(限定)
3 契約期間	1年、2年、3年、4年、5年
4 契約金額	30万円以上
5 取扱期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日
6 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	契約期間内で掛金を分割受入、掛金は毎月一定額とします。 払込定額式…定額(※預入金額は窓口でおたずねください。) 1円
7 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
8 利息 (給付補填金) (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	固定金利 「定期積金」の店頭表示利率に0.2%上乗せした利率を適用します。 満期日以降に一括して支払います。 計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利率を乗じて計算します。
9 手数料	手数料の定めはありません。
10 付加できる特約事項	普通預金等から自動振替による受入ができます。
11 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払戻します。(優遇金利の適用は受けられません。)
12 金利情報	窓口へお問い合わせください。
13 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当組合営業日にお取引店またはお客様相談センター(9時～17時、フリーダイヤル0120-745-530)にお申し出ください。 紛争解決措置:東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の各仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に、お客様相談センター、または(社)全国信用組合中央協会しんくみ苦情相談所(9時～17時、電話:03-3567-2456)にお申し出下さい。

14 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利率（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。・給付補填金については、20%の分離課税の対象となります。・マル優の取扱いはできません。・預金保険制度の対象商品です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）
---------------	--